

報告第一号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について
右を報告する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成十九年第三回杉並区議会定例会において議案第六十四号
により議決を得た「杉並区立高円寺南保育園外一施設改築及び
防災関連施設建築工事」
金額の変更 議決を得た契約金額 金五億四百万円
変更後の契約金額 金五億千三百二十八万五千百五十円
契約金額の増額 金九百二十八万五千百五十円増

二 変更理由

工事着手後、特定資材の価格高騰により、契約変更の必要が生じたため。

三 専決処分年月日

平成二十年一月二十八日